

# 第1章

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

---

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測され、核家族世帯や、単身または夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

国においては、平成12年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症の人の人口の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

そのような中で、2025年（令和7年）には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、介護ニーズの高い85歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみ世帯及び認知症の人の増加なども見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要となっています。

また、サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、一人ひとりが適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供され、地域住民主体の見守り・健康づくり・生活支援・助け合いなどの活動を専門職、社会福祉協議会、市などの関係者が連携してサポートする「四日市市版地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

本計画は、このような状況を踏まえて、上述した高齢者を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するため、令和3年3月に策定した「第8次四日市市介護保険事業計画・第9次四日市市高齢者福祉計画」を見直し、2025年（令和7年）及び2040年（令和22年）を見据えて、四日市市が取り組むべき介護保険事業及び高齢者施策の方向性及び事業内容を整理し、これにより、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進をめざそうとするものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、介護保険事業のサービス見込量などを定める介護保険事業計画と高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画を一体的に策定するものです。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向などを勘案し、介護保険サービスの種類ごとの見込みを定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第117条に規定された計画で今回が第9期となります。

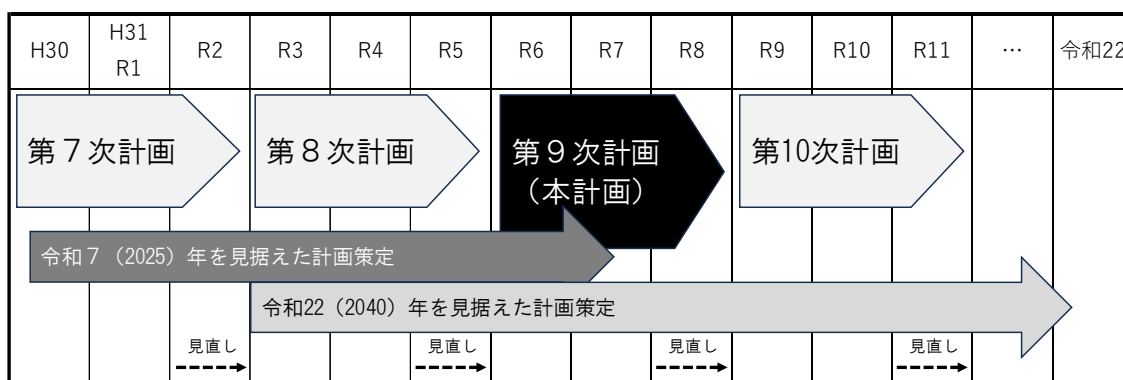
高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置づけられます。

また、本計画は、市の最上位計画である「四日市市総合計画（2020～2029）」に則すことはもとより、福祉分野の上位計画である地域福祉計画をはじめ、保健医療推進プラン、障害者計画、福祉・医療分野の計画に加え、市民協働促進計画、住生活基本計画、地域防災計画、県のみえ高齢者元気・かがやきプランや三重県医療計画など関連分野の計画との整合を図りながら策定するものです。

## 3. 計画の期間

介護保険法第117条第1項において「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めるものとする。」とされています。

よって本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。



本書では、例えば「第8次四日市市介護保険事業計画・第9次四日市市高齢者福祉計画」を「第8次計画」と表記し、以下同様とします。ただし、「第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画」は「本計画」と表記します。

## 4. 計画の構成

---

第1章 計画の策定にあたって	
第2章 第8次計画の成果と課題	第3章 高齢者を取り巻く状況
第4章 四日市市がめざす地域包括ケアのすがた	第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
	1. 介護予防の推進と日常生活支援体制の整備
	2. 医療と介護の連携
	3. 認知症施策の推進
4. 介護保険サービスの充実と円滑な運営	
1. 計画の基本的な考え方	第6章 介護保険サービスの事業量見込み
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた基本目標	1. 介護サービス事業の見込み
3. 日常生活圏域の設定	2. 地域支援事業の見込み
4. 地域包括ケアシステムを支える基盤の強化	3. 市町村特別給付の見込み
	第7章 介護保険料の算定
	1. 事業費の見込み
	2. 保険料(被保険者の負担額)の設定
第8章 計画の推進にあたって	